

一般社団法人日本有病者歯科医療学会認定医、専門医ならびに指導医制度規則

第 1 章 総 則

第 1 条 本制度は有病者に必要とされる歯科医療を提供するための知識、臨床経験を有する歯科医師を養成することにより、歯科医療の立場から有病者の健康を増進することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するために（一社）日本有病者歯科医療学会（以下「学会」という）は、有病者歯科医療認定医（以下「認定医」という）、有病者歯科医療専門医（以下「専門医」という）および有病者歯科医療指導医（以下「指導医」という）ならびに学会認定研修歯科診療施設（以下「研修施設」という）制度を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章 専門・認定委員会

第 3 条 学会は第 3 章に規定する認定医、第 5 章に規定する専門医、第 6 章に規定する指導医ならびに第 7 章に規定する研修施設の資格審査と本制度の運用を適正に行うために専門・認定委員会（以下「委員会」という）を置く。

第 4 条 委員会は、定員若干名の委員をもって構成する。

- (1) 委員は指導医でなければならない。
- (2) 委員の任期は 2 年間、半数交替制とし、再任を妨げない。
- (3) 委員長及び委員は理事長がこれを指名する。

第 5 条 委員会は、委員の 3 分 2 以上の出席をもって成立する。

- (1) 委員会の議事は、委員長を除く過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第 3 章 認定医申請者の資格

第 6 条 認定医の認定を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有する者
- (2) 認定医申請時において、継続して 3 年以上学会正会員である者
- (3) 第 4 章第 8 条に規定する有病者に必要とされる歯科医療にかかわる研修内容を満たした者

第 4 章 認定研修

第 7 条 認定研修は、認定医として有病者に必要とされる歯科医療における的確な診断と治療のために、必要な知識および高度な医療技術を修得することを目的とする。

第 8 条 認定研修は次の各号のすべてを満たさなければならない。なお、(3)について別に定める。

- (1) 研修施設において、指導医のもとで 3 年以上有病者に必要とされる歯科医療に従事すること又はこれと同等以上の経歴を有すると認められること
- (2) 学会が主催する学術大会及び研修会に出席すること
- (3) 有病者に必要とされる歯科医療に関連する研修を行うこと

第 5 章 専門医申請者の資格

第 9 条 専門医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。なお、(5)について別に定める。

- (1) 認定医資格を有する者
- (2) 専門医申請時において、継続して 5 年以上学会正会員である者

- (3) 認定医の資格を得た後2年以上学会の正会員である者
- (4) 研修施設に所属している者又はこれと同等以上の経歴を有すると認められる者
- (5) 有病者に必要とされる歯科医療に関連する研修を行った者

2 前項(1)～(5)以外で委員会が専門医として理事会に推薦し、理事会が認定した者

第6章 指導医申請者の資格

第10条 指導医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。なお、(5)について別に定める。

- (1) 専門医資格を有する者
- (2) 指導医申請時において、継続して10年以上学会正会員である者
- (3) 専門医の資格を得た後5年以上学会の正会員である者
- (4) 研修施設に所属している者又はこれと同等以上の経歴を有すると認められる者
- (5) 有病者に必要とされる歯科医療に関連する研修を行った者

2 前項(1)～(5)以外で委員会が指導医として理事会に推薦し、理事会が認定した者

第7章 認定研修歯科診療施設・准研修施設

第11条 研修施設・准研修施設は、次の各号に該当する施設について、委員会が審査を行い、理事会が認定する。

- (1) 有病者歯科またはそれに相当する診療部門のある歯科医師育成を担っている大学病院
- (2) 別に定めるすべてを満たす病院歯科、歯科診療所、等

第8章 申請と登録

第12条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第13条 認定医の認定に際しては書類審査を行い、合格者に対しては筆記試験を課する。試験は委員会がこれを行う。委員会その結果に基づき認定医資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は委員会の報告に基づきこれを認定する。

第14条 専門医の認定に際しては書類審査を行い、合格者に対しては筆記試験及び口頭試問を課する。試験は委員会がこれを行う。委員会はその結果に基づき専門医資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は委員会の報告に基づきこれを認定する。

第15条 指導医の認定に際しては書類審査を行う。試験は委員会がこれを行う。委員会はその結果に基づき指導医資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は委員会の報告に基づきこれを認定する。

第16条 研修施設の認定については、委員会がこれを審査し、理事会が認定する。

第17条 認定を受けた認定医、専門医、指導医および研修施設は登録料を添えて登録申請を行う。学会は申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、学会雑誌及び総会において報告する。

第9章 資格の更新

第18条 認定医、専門医、指導医及び研修施設は5年毎に資格の更新を行わなければならない。

第19条 認定医、専門医、指導医の更新に当たっては、認定期間5年の間に別に定めるすべてを満たさなければならない。

第20条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の資格更新の認定を受けようとする者は、更新審査料を添え

て、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第 21 条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の更新の審査は委員会が行い、理事会が認定する。

第 22 条 資格更新認定を受けた者は別に定める登録申請を行う。学会は申請に基づき継続登録を行い、認定証を交付する。

第 10 章 資格の喪失

第 23 条 認定医、専門医及び指導医は、次の各号に該当するとき、委員会の議を経て、理事会の決定によりその資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき
- (3) 学会正会員の資格を喪失したとき
- (4) 第 9 章に定める更新の手続きを行わなかったとき
- (5) 委員会が認定医、専門医又は指導医として不相当と認めたとき

第 24 条 研修施設は、次の各号に該当するとき、委員会の議を経て、理事会の決定によりその資格を喪失する。

- (1) 研修施設の必要条件を欠いたとき
- (2) 第 9 章に定める更新の手続きを行わなかったとき
- (3) 委員会が研修施設として不相当と認めたとき

第 11 章 補則

第 25 条 委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。

第 26 条 第 8 章及び第 9 章に定める審査料等については別に定める。

第 27 条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の資格の適否の審査は原則として年 1 回とする。

第 28 条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を委員会に届け出なければならない。

第 29 条 提出された申請書類の内容については、その受領とともに学会に守秘義務が発生するものとする。

第 30 条 本規則の実施に当たっては、施行日より、平成 30 年 9 月末日までの暫定期間を設けるものとする。暫定期間内においては、別に定める暫定措置の細目に基づき本制度を運用するものとする。

第 31 条 本規則の変更は理事会の議を経て、総会の承認を必要とする。

付 則

この規則は平成 22 年 4 月 24 日より施行する。

付 則

この規則は平成 26 年 3 月 21 日に一部改正した。

付 則

この規則は平成 27 年 3 月 20 日に一部改正した。

付 則

この規則は令和 6 年 11 月 12 日に一部改正した。